

自衛隊茨城地方協力本部 仕様書		
件 名	仕 様 書 番 号	3
タブレット端末用データ通信 S I M	作 成 年 月 日	令和4年12月16日
レンタル料及び通信料	自衛隊茨城地方協力本部	
<p>1 総 則</p> <p>(1) この仕様書は自衛隊茨城地方協力本部（以下「地本」という）において、広官が募集活動等 使用するタブレット端末に対応するデータ通信機器及びデータ通信料において適用する。</p> <p>(2) この仕様書に明記されていない事項又は疑義を生じた場合は、分任契約担当官と協議することとする。</p> <p>2 使用期間</p> <p>令和5年4月1日から令和6年3月31日までとする。</p> <p>3 調達範囲</p> <p>タブレット端末用データ通信 SIM のレンタル代金及び通信料（インターネット接続サービスを含む。）</p> <p>4 調達条件</p> <p>(1) データ通信回線速度 通信最大速度が受信 150Mbps 以上、送信 37.5Mbps 以上であること。</p> <p>(2) データ通信用機器形状 S I Mタイプ（地本既存の業務用電子計算機（対応するOSは android）に接続して使用可能なもの。）</p> <p>(3) 使用エリア 地本本部及び地本各事務所等にて使用可能であり、県内各居住区域での使用時に、通信難が頻繁に生起する場合には、使用エリアの向上に努めること。</p> <p>(4) 通話明細サービス 通信（パケット）の明細を提示すること。</p> <p>(5) インターネット接続サービス データ通信用機器及び通信回線を提供する通信事業者が提供する接続サービスであること。</p> <p>(6) 料金プラン 通信料は毎月定額であり、1回線あたり 1.6GB（1.6GB 以上も可）までの高速通信を可能とする。（分け合うプランも可）また、データ通信料にはインターネットプロバイダ料金を含み基本通信量 5GB を含むプランであること。</p> <p>(7) データ通信用機器の代金 データ通信用機器はレンタルにて提供されるものとし、その代金は前号の料金と共に合算して請求するものとする。</p> <p>(8) 契約期間等</p>		

令和5年4月1日から令和6年3月31日までとする。

(9) 態 勢

請負業者において本件調達を実施・統括する部門は ISO/IEC27001 認定を取得しているか、又はそれに準ずる情報セキュリティ態勢が整っていること。

5 納入条件等

- (1) データ通信用端末を適宜包装し電話番号等を記載して納入すること。(地本が現在利用しているデータ通信用端末をそのまま利用している場合を除く。)
- (2) 納入場所：茨城県水戸市北見町 1-11
自衛隊茨城地方協力本部 総務課

6 保守等

- (1) 本件で使用する通信ネットワークが 24 時間 365 日で監視・運用されていること。
- (2) 保守又は、修繕態勢が確立しており、営業時間内の故障発生時に迅速に対応できること。

7 検 査

- (1) 納入時、検査を行う。
- (2) 検査は、第4項の調達条件の内容について確認する。

8 その他

- (1) 「使用説明書」を1台に対しそれぞれ添付すること。
ただし、地本が現在利用しているデータ通信用端末をそのまま利用する場合は、上記説明書は不要とする。
- (2) 機種については同一機種とすること。
- (3) 本業務を履行する上で知り得た情報等については、第三者に漏洩しないこと。
また、他の目的に転用してはならない。